

壳木村における女性職員の活躍の 推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月

壳木村

壳木村議会

壳木村教育委員会

壳木村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
壳木村長
壳木村議会
壳木村教育長

壳木村における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき壳木村長、壳木村議会議長、壳木村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3 女性職員の活躍推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号、以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順にあげている。

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

目標：平成 32 年度まで、採用者の割合を平成 28 年度の現状に近い状態を維持するように努める。

（平成 28 年 4 月現在、職員数 20 名、うち女性職員 10 名）

<取組内容>

- ・平成 28 年度から、女性向け採用説明会の開催を図る。

(2) 管理的地位にある女性職員の割合向上

目標：平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 28 年度の実績 17%より 8%以上引き上げ、25%以上にする。

<取組内容>

- ・平成 28 年度より、女性職員を人事・財政・企画等、多様なポストに積極的な配置を図る。
- ・平成 28 年度より係長・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を実施する。

(3) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女差異）

目標：平成 32 年度までに、平均継続勤務年数の差異を、平成 28 年度実績 13.9 年から 1 年縮減し、12.9 年以下とする。

<取組内容>

- ・平成 28 年度より年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ・平成 28 年度より出産・子育てなど個々の女性職員の事業に応じて、個別に育成方針をたてるなど、柔軟な人事プランを作成する。

(4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇及び育児参加のための休暇取得率

目標：平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上にする。

<取組内容>

- ・平成 28 年度より出産を控えている全ての男女に対し、管理職（又は人事担当部局）による面談を行い各種両立支援体制（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇）の活用の推進やキャリアプランに関する助言を行う。
- ・平成 28 年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。